

意見書

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」(以下、「本申請」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顕示しようとブロードバンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性の確保は勿論のこと、平成 20 年の前回申請以降の市場における東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)の独占化の進行など、現状のルールが競争政策として大なる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている 3 つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方についての答申」(平成 20 年 3 月 27 日)(以下、「NGN 接続ルール答申」という。)において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、その分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後の 3 年間で FTTH 市場は、NTT 東西殿の独占が更に高まった等、競争の進展が見られなかったことを考慮すると、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、今回の接続料の見直しにおいて NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN(以下、「NTT-NGN」という。)において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、安定的

な接続料水準の実現及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。

NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続については、NTT 東西殿は「分岐端末回線単位の接続料については、OSU 共用がサービス提供上の多くの問題点を含んでいること等から、設定していません」(平成 23 年 1 月 21 日公表「加入者光ファイバ接続料の認可申請について」資料より)としています。しかしながら、総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会への諮問における申請概要(以下、「申請概要」という。)においては、「分岐単位接続料設定の有無は、料金の低廉化やサービスの多様化などに対し大きな影響を与える可能性があることを踏まえると、その設定の適否を含めて慎重に検討した上で、今回の申請の適正性について判断することが必要である」とされていることから、当然本申請に係る意見募集では、分岐端末回線単位での接続料設定についても検討範囲であると認識しています。

弊社共では、申請概要にある「サービスの多様化」という観点で分岐端末回線単位での接続が必要と考えますが、この分岐端末回線単位の接続は NTT 東西殿の OSU を用いて共用しても問題ないことを、イー・アクセス株式会社殿、KDDI 株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、株式会社ビック東海殿の 5 社(以下、「接続事業者 5 社」という。)による実証実験を通じて確認しています(平成 22 年 3 月 10 日公表)。NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位接続については、電気通信事業法第 32 条の「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当するものなのか、そもそも円滑な提供に支障が生ずるとはどういうものなのか、さらにそれが同法第 1 条の「(前略)～公正な競争を促進することにより、～(略)公共の福祉を増進すること(以下略)」を上回るものなのかについての判断等も必要であると考えます。また、電気通信事業の施策は、「社会厚生の高さ(設備競争による)」よりも、多様なサービスが競争的に提供されることを通じて電気通信事業法第 1 条の「国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」を重視するのにかについても方針を明確にする必要があると考えます。なお、分岐端末回線単位接続は、同法第 1 条の公共の福祉の観点及び申請概要にある「料金の低廉化」の観点から、当該コストは分岐端末回線単位での接続を前提として、NTT 東西殿を含めた全ての事業者の全体の需要で算定すべきと考えます。

なお、PSTN でのマイライン接続は、NTT 東西殿の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがないからこそ実現しているものと考えますが、複雑な NTT 東西殿仕様の交換機で 1987 年から実現できている 1 ユーザ単位での接続が、現代の IP 網においては円滑な提供に支障が生ずるとは考え難いところです。それでもなお、分岐端末回線単位接続において NTT 東西殿の電気通信役務の円滑な提供に支障がないようにするためには、接続事業者向けの手続きや工事等のルールは、NTT 東西殿の地域 IP 網上のプレッツサービスユーザが NTT-NGN 上のプレッツ・ネクストサービスに移行する際の手続きや工事等と同等に扱うなど、NTT 東西殿内部のルールに準ずることで問題ないものと考えます。

また、NGN 接続ルール答申では OSU 共用のメリットが認められており¹、『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』(平成 22 年 12 月 14 日総務省殿公表)においても、分岐端末回線単位での接続料設定を含め検討するように記されています²。従って、「光の道」構想実現のため、情報通信行政・郵政行政審議会や接続委員会等で、『「料金の低廉化」・「公共の福祉」』と、「社会厚生の高さ」のいずれが重要か、電気通信事業法第 1 条に照らした議論を進め、判断を示していただきたいと考えます。

以下、本申請に係る各論について、弊社共の意見の詳細を述べさせていただきます。

【各論】

1. 分岐端末回線単位での接続料の設定

(1) 分岐端末回線単位での接続料設定の必要性

総論でも述べたとおり、NGN 接続ルール答申後の 3 年間で、さらに FTTH 市場における NTT 東西殿の独占が高まったこと等を考慮すると、FTTH 市場の競争を活性化させ、料金の低廉化を図る等の消費者利便を向上させることが急務です。

ADSL 市場において多くの事業者が参入し、競争が進展した最大の要因は、市場の開拓時から NTT 東西殿の利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのメタル回線のコスト(接続料水準)が同等であり、参入意欲を増進させたことにあります。

従って、FTTH 市場においても、NTT 東西殿の利用部門と接続事業者との間の 1 ユーザ当たりコスト(接続料水準)が同等となるよう、分岐端末回線単位の接続料設定を早期に導入することが必須であると考えます。

(2) OSU 共用の課題

分岐端末回線単位での接続における OSU 共用については、NGN 接続ルール答申において、主に技術面、運用面、新サービス提供、投資リスクに関する課題が挙げられていましたが、弊社共では、それら課題は以下のとおり全て解決可能であると考えます。

① 技術面

総論でも述べたとおり、接続事業者 5 社にて、NTT 東日本殿の OSU を用いて、様々なケースを想定した OSU 共用に係る実証実験を行いました。サービス品質、

¹ P43「OSU(Optical Subscriber Unit。OLT の構成単位)を共用することにより分岐端末回線単位の接続料を設定することについて、FTTH サービスの提供コストの低廉化等を通じ、競争の活性化を実現するといった面がある」

² 「加入光ファイバ接続料算定の在り方については、競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、光サービスの利用率向上を図る観点から、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当である。」

新サービスの追加等に係る実験の結果、OSU 共用は問題なく実現でき、技術面で課題がないことを確認しています。

また、機能分離を採用している英国では、British Telecom(以下、「BT」という。)のアクセス部門である Openreach において、L2 接続の事業者振り分けスイッチを設置して OSU に相当する光サービス装置を事業者間で共用し、BT 小売部門と接続事業者が分け隔てなく、1 ユーザ当たりでサービス提供可能なメニューを用意しています。こうした事例(「添付資料」参照)も、OSU 共用において技術的な課題が無いことを裏付けているものと考えます。

② 運用面

OSU 共用の実施にあたり、帯域確保、ヘビーユーザ対応、故障対応、品質確保等の対応について、事業者間の運用ルールを作る必要があります。このルール策定にあたっては、NTT 東西殿において同一システム内に收容された複数の NTT 東西殿の利用部門のユーザに対応した運用ルールが既に確立されているはずであり、そのルールを接続事業者のユーザにも同等に適用することが可能と考えます。

このように、NTT 東西殿の利用部門のユーザと接続事業者のユーザとを完全に同等に扱うことこそが、昨年の「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」で結論付けられた「機能分離」の一要素であると考えます。

③ 新サービス提供

新サービス提供に係るルールについても、運用面での対応と同様、NTT 東西殿の利用部門のユーザに対する提供ルールに、接続事業者のユーザにも適用することで対応可能と考えます。

この結果、新サービス提供に関する NTT 東西殿の利用部門のユーザと接続事業者のユーザとの間の時期の同等性も確保されるため、公正競争の観点からも、機能分離の本来あるべき姿であると考えます。

④ 投資リスク

OSU 共用による分岐端末回線単位での接続の実現により、投資の効率化が図られ、1 ユーザ当たりのコスト及びユーザ料金の低廉化が進むことは明らかであり、これにより更なる需要の喚起が促進され、投資の早期回収可能性が高まるといった好循環が生まれるものと考えます。従って、OSU 共用による分岐端末回線単位での接続を実現することで、NTT 東西殿の投資リスクはむしろ軽減されるものと考えます。

上記(1)、(2)のとおり、FTTH 市場の競争を活性化させ、消費者利便の向上を図るためにも、分岐端末回線単位での接続料設定が必要と考えます。従って、本申請をそのまま認可することなく、NTT 東西殿に分岐端末回線単位での接続料設定を前提にした再申請を促すべきと考えます。

2. 接続料算定に係る問題

(1)算定方式及び算定期間

算定方式については、光アクセス回線が今後も「相当の需要の増加が見込まれる」状態と考えられるため、本申請どおり将来原価方式とすべきと考えます。また、その算定期間については、できるだけ長期間、安定的な接続料設定を行えるよう、接続料規則に規定されている最大期間の5年間とすべきと考えます。

(2)需要予測

本申請における需要予測には、以下のような問題があると考えており、見直しが必要であると考えます。

- ・ 「光の道」構想の目標には明らかに達しない需要予測であること
- ・ NTT 東西殿が FTTH 小売市場で圧倒的シェアを確保することを前提とした需要予測であること

また、分岐端末回線単位の接続料が設定された場合、接続事業者の需要が増大することが明らかであるため、その場合には需要予測は当然見直されるものと考えます。

(3)光ファイバに係る経済的耐用年数

前回認可申請時の弊社共意見書³でも述べたように、最新の技術や市場動向を踏まえて光ファイバの経済的耐用年数を推計することが必要であり、30年以上といったより長期間の経済的耐用年数を採用すべきと考えます。

(4)減価償却方法

本申請における減価償却方法として、NTT 東西殿の会計で用いられている定率法が採用されているものと考えますが、定率法は結果的に初期のユーザにより多くの費用負担を強いることとなる方式であるため、長期利用を前提とした回線インフラの接続料算定には望ましくないものと考えます。

このため、本申請における減価償却方法は、償却期間中は均一の負担となる定額法を採用すべきと考えます。

(5)算定根拠における情報の不足

³ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080220_3_1_bs1-12.pdf

本申請に係る算定根拠においては、接続事業者等の第三者が妥当性を十分に検証するには、情報・データ等の開示が不足しているものと考えます。本申請に係る算定根拠の検証可能性を確保するために、例えば、以下の情報・データ等を NTT 東西殿に開示させるべきと考えます。

- ・ 稼働芯線数の算出根拠データ
 - フレッツ光のタイプ毎の契約者数
 - フレッツ光のタイプ毎の稼働率
- ・ 設備コストの算出根拠データ(契約者タイプ毎)
 - 光アクセス回線種別の資産内訳
 - 光アクセス回線種別毎の利用芯線の割合
 - 光アクセス回線種別毎の1芯当たり契約数
- ・ 光ファイバ等の設備調達平均単価

3. 乖離額調整制度に係る問題

将来原価方式は、申請者である NTT 東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであることから、乖離額調整制度の適用は認められるものではないと考えます。仮に、予測と実績との乖離額を調整した場合、NTT 東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT 東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じます。従って、特に本申請にあるような乖離額調整を恒常的に実施することは認められないものと考えます。

また、現行の平成 20 年度から平成 22 年度の加入光ファイバ接続料の乖離額調整も、将来原価方式である限りは本来認められるものではないと考えます。調整実施の是非を議論する前にまずは、乖離が生じた要因を十分に検証する必要があると考えます。

4. NGN における GC 接続相当のアンバンドル設定等

総論でも述べたとおり、NTT-NGN には、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN 網で実現している GC 接続相当のアンバンドルメニューの設定等が必要であると考えます。これらの点については、『「光の道」構想実現に向けた工程表』(平成 22 年 12 月 24 日総務省殿公表)において、中継 IP 網のマイグレーションに伴う課題の検討を平成 23 年内に行うこととなっているため、平成 23 年 12 月末までに実施に向けた結論を得るよう早期に議論の場を立ち上げるべきと考えます。

以上